

# 住民監査請求による監査結果

東京都清瀬市監査委員

7清監収第135001号の3

令和7年9月29日

略

清瀬市監査委員 中島 弘雅

清瀬市監査委員 鈴木 たかし

住民監査請求に係る結果について（通知）

令和7年8月1日付提出された住民監査請求に係る監査の結果は、次のとおりであるので通知します。

## 記

### 第1 監査の実施

監査に当たっては、請求人の主張する事実の確認と請求の当否を判断するため、次のとおり監査を実施した。

#### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第7項に基づき、令和7年8月28日に陳述の機会を与えた。また、適宜主張書面及び証拠提出の機会を与えた。

#### 2 請求人の提出書面等

書面（1）「私の監査請求に対し…」から始まる書面

書面（2）「図書無料宅配に関する住民監査請求」補足

以上の書面は、請求者の主張を補足するものである。

#### 3 関係人の事情聴取等

監査に当たり、関係人に対し、弁明書の提出を求め関係書類の提出があった。

弁明書 1通（令和7年8月27日市側提出）

### 第2 請求人の請求及びその要旨

住民監査請求書に記載されている事項、請求人が提出した主張書面、請求人陳述等を勘案すると、請求内容は次のように理解することができる。

1 『お家図書館』について、無料で提供していることは「公金の賦課・徴収を怠る事実」に該当するとの主張。

2 宅配事業をヤマト運輸株式会社に委託し、清瀬市シルバー人材センターに委託しなかったことは、「契約の締結・履行」に関し違法又は不当であるとの主張。

### 第3 事実関係及び市側の主張

#### 1 事実関係

- (1) 『お家図書館』は、令和7年度から開始した図書館資料の宅配サービス事業であり、利用者から宅配料を徴収せず、市予算で全額負担している。
- (2) 宅配事業の委託先はプロポーザル方式により選定され、ヤマト運輸株式会社と契約している。
- (3) 公益社団法人清瀬市シルバー人材センターは、当該事業の提案募集に参加していない。
- (4) 清瀬市は図書館を減らす政策を実施しており、『お家図書館』はその代替的施策として位置づけられている。

## 2 市側の主張

清瀬市長から提出された弁明書の要旨は次のとおりである。

- (1) 本件住民監査請求は棄却されるべきである。
- (2) 『お家図書館』は、市民の読書機会を確保するための施策であり、利用者から宅配料を徴収しないことは条例及び規則に適合し、かつ、地方公共団体の裁量の範囲に属する。
- (3) 「清瀬市使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」は運営指針にすぎず、直接の法的義務を生じさせるものではない。
- (4) 委託契約は地方自治法及び清瀬市契約事務規則に基づき、プロポーザル方式を用いて適正に実施され、最も適切な事業者としてヤマト運輸株式会社を選定した。

よって、違法又は不当な事実は存在しない。

## 第4 監査の結果

### 1 主 文

本請求を棄却する。

### 2 理 由

#### (1) 使用料徴収義務に関する判断

地方自治法第242条第1項の「公金の賦課・徴収を怠る事実」に該当するためには、徴収義務が法令又は条例に基づき明確に存在することが必要である。

図書館法第17条は、資料利用に対する対価徴収を禁止しているが、宅配料の徴収を義務付けることまで規定していない。

また、使用料・手数料の設定は自治事務に属し、市の裁量に委ねられている。

さらに、市は図書館減少政策の中で市民の利用機会を確保する施策として『お家図書館』を位置づけており、配送料を無料とすることは政策的合理性を有する。よってお家図書館の運用につき配送量を無料とすることは不当な判断とはいえない。

#### (2) 委託先選定に関する判断

当該業務は特殊な要件を伴うため、価格だけでなく提案内容を評価できるプロポーザル方式を採用したことには合理性がある。

同方式によりヤマト運輸株式会社が選定されており、契約手続も適正に行われている。

よって、契約の締結及び履行に違法・不当な点は認められない。

### 3 結論

以上のとおり、請求の趣旨に係る違法又は不当な事実は認められないため、本件住民監査請求は棄却する。

以上